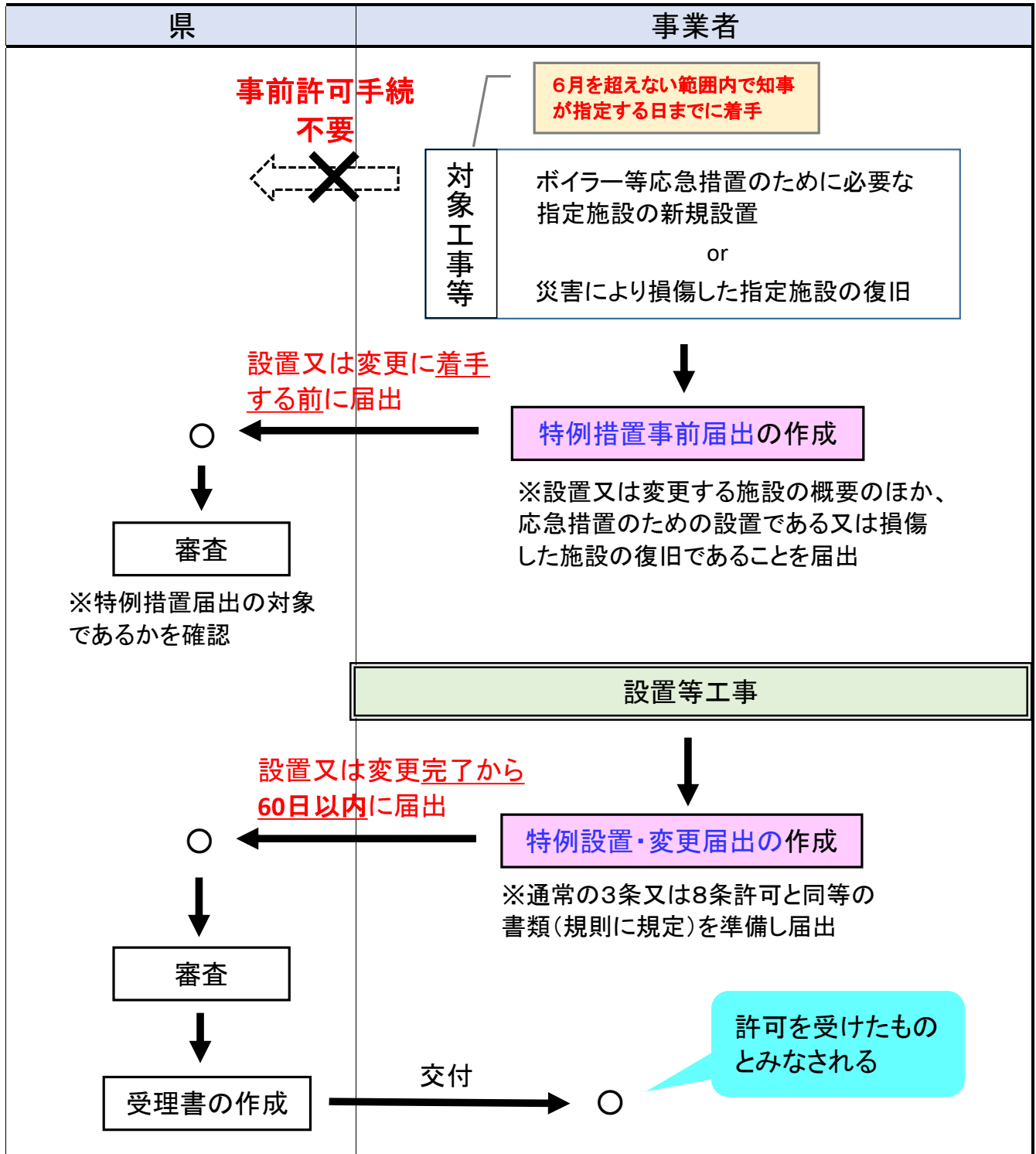


★許可に係る特例措置手続きフロー図



※相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に所在する事業所は、市に届出を行ってください。
また、その他地域の事業所は、各市町村を經由して県に届出を行ってください。

※特例措置事前届出書を届け出た者が計画を中止したときは、その日から起算して15日以内に中止届出書を届け出てください。